

令和6年度 栃木県医師国民健康保険組合のご案内

～ 加入要件・保険給付・保健事業・保険料 ～

●加入要件

第1種組合員（医師）	第2種組合員（従業員）	家族
①栃木県医師会会員である医師 ②医療・福祉の事業または業務に従事 ③下記の地区に住民登録 ④社会保険等に適用しない ⑤新規加入時に75歳未満 注 1.新規に加入する事業所は、個人事業所でないと加入できません。 注 2.常勤（常勤に準ずるを含む）の家族を含みます。	①第1種組合員の開設・管理する医療機関または福祉施設の業務に常勤（常勤に準ずるを含む）に従事 ②下記の地区に住民登録 ③社会保険等に適用しない ④新規加入時に75歳未満 注 1.常勤（常勤に準ずるを含む）の家族を含みます。	①第1種または第2種組合員と同一世帯（学生を除く） ②社会保険等に適用しない ③新規加入時に75歳未満 注 1.組合員と同一世帯の区市町村国保のご家族は、当組合へ加入することになります。（国民健康保険法第6条、19条）
【地区】 栃木県、福島県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都		

●保険給付

①療養給付

※自家診療の自粛をお願いしております。

区 分		自己負担分	国保の給付分	備 考
小学校入学前		2割	8割	法定どおりの自己負担分及び国保の給付分です。
小学校入学後 70歳未満		3割	7割	
70歳以上 75歳未満の高齢者	現役並み所得者	3割	7割	
	現役並み所得者以外	2割	8割	

②療養費

保険証を持たずに治療を受けた場合、柔道整復師術料、あんま・はり・きゅう等師術料、海外療養費、コルセット等の治療用装具代金の国保の給付分を給付

③高額療養費

- ・医療保険の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分の現金給付と現物給付
- ・医療保険と介護保険の合算額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を医療保険・介護保険の自己負担額の比率に応じて現金給付

④訪問看護療養費

訪問看護ステーション費用の国保の給付分を給付

⑤移送費

重病人の入院や転院などの移動で医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があつて移送された場合の現金給付

⑥出産育児一時金

500,000円

被保険者が出産（妊娠 85 日以上の死産・流産を含む）したときに国保から医療機関へ直接支給

⑦葬祭費

被保険者が死亡したときに支給

第1種組合員（医師）とその家族	100,000円
第2種組合員（従業員）とその家族	50,000円

●保健事業

①被保険者の健康管理

ア. 人間ドック（特定健康診査項目含む。必要に応じ特定保健指導対応。）

対象者	40歳以上の組合員と家族
助成金の限度額	30,000円

イ.生活習慣病健診（特定健康診査項目含む。必要に応じ特定保健指導対応。）

対象者 40歳以上の組合員と家族
助成金の限度額 8,000円

ウ.特定健康診査・特定保健指導

対象者 40～74歳の被保険者
費用 全額組合負担

②少子化対策(育児支援)事業

出産された被保険者（本組合から出産育児一時金が支給された者）に対し、育児情報誌「赤ちゃんと！」を1年間配付する。

費用 全額組合負担

③第3子以降子育て支援事業

急速な少子化の傾向に歯止めをかけることを目的として、第3子以降の子供に対して赤ちゃん誕生の祝い金を支給する。

対象者 本組合に加入する組合員とその家族
支給要件 出生の日において、現に本組合に加入する2人以上の子（満18歳の年度末までの子）を養育していること。
祝金の額 第3子以降の子1人につき10万円

●保険料 令和6年度（令和6年5月から令和7年4月までの口座引去り分） ※令和5年度と同額です

一人あたり月額：円

区 分	①医療給付費分保険料	②後期高齢者支援金分保険料	③介護納付金分保険料 (40～64歳)	④後期高齢者組合員分保険料 (75歳以上の医師)	合 計 月 額		
					40歳未満及び 65～74歳 (①+②)	40～64歳 (①+②+③)	75歳以上 (④)
第1種組合員 ：医師	40,000	7,000	4,800	—	47,000	51,800	—
第2種組合員 ：従業員	12,000	3,500		—	15,500	20,300	—
第1・2種組合員の 家族	5,500	2,400		—	7,900	12,700	—
後期高齢者組合員 ：75歳以上の医師	—	—	—	3,000	—	—	3,000

※組合員世帯ごとの月額上限額 77,000円

- ① 保険料は毎月末日の人数（区分月額）で決定します。
- ② 当月分の保険料は第1種組合員（医師）の指定口座より、翌月の23日頃に引去ります。また、第2種組合員（従業員）の保険料もご家族分を含め第1種組合員の指定口座から引去ります。
- ③ 年度当初の「保険料決定通知書」は、毎年5月中旬、当該事業所に所属する各組合員の世帯ごとの明細を明記のうえ、第1種組合員（医師）様宛てお送りします。
- ④ 11月30日に未就学児がいる世帯からは、未就学児1名につき年額12,000円を一括減額します。（減額時期は翌年2月頃で申請は不要）
- ⑤ 産前・産後期間相当分の保険料は届出により免除されますので、当組合ホームページを確認のうえ届出書をご提出ください。（令和6年1月1日施行）
- ⑥ 育児・傷病休暇期間や賞与月などで収入に増減があっても月額保険料に変更はありません。

【お問い合わせ先】

栃木県医師国民健康保険組合

☆ホームページを開設しましたのでご利用ください。

URL <https://www.tochigi-ishikokuho.or.jp/>

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森4階

TEL：028-622-4378 FAX：028-625-9703